子どもの権利ニュース

第26号

編集責任：日弁連子どもの権利委員会　2023年2月1日

改正少年法下における「特定少年」の推知報道について

子どもの権利委員会委員　須納瀬　学（東京弁護士会）

1　推知報道の一部解禁

2022年4月に施行された改正少年法68条は、犯行時18歳、19歳の少年の事件について、逆送決定され起訴された場合には、少年法61条の推知報道の禁止規定を適用しないこととしました。

この推知報道の一部解禁については、国会審議で問題点が指摘され、「事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、・・・特定少年の健全育成及び更生の妨げにならないよう十分配慮されなければならない」旨の附帯決議が衆参両院で付されました。

最高検は、その運用に関して事務連絡を発し、国会の附帯決議等も踏まえ、「犯罪が重大で、地域社会に与える影響も深刻であるような事案については、特定少年の健全育成や更生を考慮しても、なお社会の正当な関心に応えるという観点から氏名等を公表することを検討すべき」として、裁判員裁判対象事件を氏名公表を検討すべき事案の典型としました。

日本新聞協会は、従来の「少年法61条の扱いの方針」に、68条該当事件の「氏名、写真などの掲載は、各社の判断において行う」という「補記」を付したのみで、一律の基準は示しませんでした。そして、改正法施行時には主要メディアが方針を公表しましたが、概ね個別事件ごとに、事件・結果の重大性、社会への影響と少年法の趣旨を総合的に考慮して、判断するというものでした。

2　実際の報道事例

(1)裁判員裁判対象事件

①実名公表・実名報道がなされた事件

第１号事件の山梨県の殺人・現住建造物等放火事件をはじめとして、殺人、強盗致死、強盗致傷、傷害致死、危険運転致死などで、地検が実名を公表し、その多くが実名報道されました。もっとも、大阪寝屋川事件のように、主要紙で実名と匿名が分かれた事件もあります。

②実名公表されたが、匿名報道であった事件

他方で、強制わいせつ致傷（静岡）、強盗致傷（仙台）、危険運転致死（名古屋）、強盗致傷（那覇）、危険運転致死傷（京都）、覚せい剤営利目的輸入（千葉）など、地検は実名を公表したものの、ほとんどのメディアは匿名報道であった事件もあります。

③実名公表がなされなかった事件

また、危険運転致死（新潟）、偽造通貨行使（東京）、強盗致傷（さいたま）、強盗致傷（福岡）などで、地検が実名を公表せず、実名報道がなされなかった事件もあります。

(2)裁判員裁判非対象事件

概ね実名公表はされていませんが、宮崎地検は、強盗、住居侵入で起訴された少年の事件について、実名公表を行い、実名報道がされています。

3　地検やメディアへの働きかけが重要

(1)　以上のとおり、地検は概ね最高検の事務連絡を基本に実名公表の判断をしているように見えますが、個別には実名公表をしていないケースがあります。また、地検が実名公表をしても、メディアは独自の判断で匿名報道を維持している場合もあることから、実名報道がなされないように、地検やメディアに対して働きかけを行うことは重要です。

(2)　メディアへの働きかけとしては、①個別事件で、記者会見や記者クラブへの要請をすることが考えられます。少年事件では個別事件の情報提供は困難な面もありますが、記者の判断のためには、ある程度具体的な情報を提供する必要があります。②個別事件に限定せず、日ごろからメディアに対して推知報道の弊害を説明するなどして、理解を得る活動は極めて重要です。③また、推知報道に関して、弁護士会の会長声明を発して要請を行っている例も多数あります。

弁護士会や弁護人・付添人の取組により、改正少年法下でも、少年の更生の弊害となる推知報道を防ぐよう、粘り強い取組が必要です。

生徒指導提要に「子どもの権利」が入りました

子どもの権利委員会副委員長　間宮　静香（愛知県弁護士会）

2022年12月、12年ぶりに文科省の生徒指導提要が改訂されました。生徒指導提要とは、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法などについて、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成されるものです。

いじめ重大事案の増加、児童生徒の自死の増加、不登校児童生徒数の増加など課題の深刻化が改訂の背景にありますが、これまでの生徒指導提要には、子どもの権利についての記載はなく、生徒指導の際、子どもの権利の尊重が意識されることは多くありませんでした。そこで、生徒指導提要改訂に当たり、複数の団体が子どもの権利条約に基づく生徒指導提要とするよう意見書を提出しました。愛知県弁護士会も2021年10月7日に「子どもの権利条約に基づく生徒指導がなされるよう、子どもの権利主体性を踏まえた生徒指導提要の改訂を求める会長声明」を発出し、「子どもの権利条約に基づく生徒指導がなされるよう、基本理念として、また各項目において、子どもが権利の主体であることを尊重した生徒指導となるような記載」を求めていました。

改訂された生徒指導提要では、「生徒指導の取組上の留意点」として「児童生徒の権利の理解」という項目が新設され、生徒指導を実践する上で、子どもの権利条約の4つの一般原則（差別の禁止、子どもの最善の利益の保障、生命・生存・発達への権利、意見表明権）を理解しておくことが不可欠とされました。同項目で、2022年6月に成立したこども基本法にも触れられ、法の理念の趣旨を理解することが必要とされました。また、「チームとしての学校」の構成員に児童生徒が入り、校則の見直しについても、児童生徒の参画の意義が記載され、子どもの参加する権利の保障に一歩近づくこととなりました。

他方、いくつか課題も残されました。１点目は、子どもの権利条約は先進国である日本には無関係であるかのような、かつ、学校では当然に子どもの権利が守られているかのような平成6年文部事務次官通知が引用されていることです。2点目は、総論的に子どもの権利条約が記載されたものの、各項目ではほとんど記載がないため、子どもの権利を基盤とした生徒指導のあり方が提示されていないことです。教員は、自分が実際に困っている項目のみを読むであろうことを考えると、総論だけの記載では、具体的に子どもの権利をどう生徒指導に生かすかという視点にならないことが懸念されます。3点目は、子どもは学校の構成員として参加する権利があることが意識されておらず、ほとんどの項目で生徒指導の客体として扱われたままということです。

とはいえ、生徒指導提要で「子どもの権利条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々にとって必須」とされたことは、子どもの権利が保障される学校文化に変わる大きな一歩と評価できます。いじめや不適切対応などの個別的な事案で子どもの権利が守れるよう交渉するのはもちろん、スクールロイヤーやいじめ第三者委員会等でも子どもの権利保障の観点がこれまで以上に大切になります。子どもの権利に関する教員研修を積極的に行っていくなど、こども基本法成立と生徒指導提要改訂をきっかけに、弁護士としても子どもの権利の理念を社会に広げていくことが重要です。